

# 山形県若者定着奨学金返還支援事業 【地方創生枠】追加募集のお知らせ

平成 31 年度 大学等在学者対象

山形県における将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、県と県内市町村が連携して、奨学金の返還を支援します。

○募集人数：7名（上山市、南陽市は募集を実施していません。）

○募集スケジュール

募集開始	募集締切	採択決定（予定）	備考
平成 31 年 4 月 10 日（水）	【一次】 5 月 20 日（月）	6 月上旬	1 次締切までの応募者の中から 1 次採択者を決定し、その結果、採択枠に余裕があった場合に、1 次締切後、2 次締切までの応募者の中から 2 次採択者を決定する。 1 次採択で募集人数に達した場合は、2 次採択は実施しない。
	【二次】 6 月 20 日（木）	7 月上旬	

○応募先：大学等を卒業後に居住予定の市町村

※このリーフレットは事業の内容や募集条件の概要を記載したものです。

応募にあたっては、必ず募集要項で詳細をご確認ください。

※今回の地方創生枠のほか、市町村連携枠（市町村ごとに指定する奨学金が対象）及び産業団体等連携枠（就職予定の業種別に認定）の募集も実施します。

（問合せ先）市町村連携枠：各市町村、産業団体等連携枠：県産業政策課

## 1 募集対象者

次の各号の全てに該当する方

- ① 山形県内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業した方
- ② 県内外の大学、大学院修士課程（博士課程前期）、高等専門学校（第 4 学年以上）、県内の短期大学又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に平成 31 年度に在学される方

※高等専門学校の在学者の場合は、①の要件は山形県内の中学校又は特別支援学校中等部を卒業した方を含む。

- ③ 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を希望する方又は貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後 6 か月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後 3 年間継続する見込みの方

※県内企業等に就業したものの、就業先の都合で県外事務所に配属された場合でも申請により認定取消が猶予されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。公務員は対象外です。

ア 商工分野      イ 農林水産分野      ウ 建設分野  
エ 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く。）  
オ その他

## 2 助成金額

奨学金の返還残額又は助成候補者が平成31年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額のいずれか低い額を上限として支援します。

(例) 4年制大学卒業の場合：26,000円×48か月＝1,248,000円が支援額の上限

※応募した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が1/2に減額されます。

## 3 応募方法

次の書類を、標記の募集期間内に大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。様式は、山形県のホームページに掲載しています。

- ① 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書
- ② 大学等の成績証明書※  
※入学して間もないため大学等の成績証明書が取得できない方は高校等の成績証明書
- ③ 家計支持者の所得に関する証明書（平成30年分の源泉徴収票、取得可能な直近年の所得証明書等）の写し
- ④ 予約採用決定通知書、奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し  
（予約採用者又は既に奨学金の貸与を受けている方の場合）

## 4 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、6か月以内に山形県内に居住、かつ対象産業分野へ3年間就業した場合に助成します。

助成金は、山形県が日本学生支援機構に対し、繰上返還金として支払います。本人にはお支払いしません。



## 5 問合せ先

詳しくは、県又は居住を希望する市町村までお問い合わせください。



【県担当窓口】 ※応募書類の提出先ではありませんのでご注意ください。

商工労働部 産業政策課 地域産業振興室 電話 023-630-2691

【山形県ホームページ】

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/syogakukinhenkansien.html>

